

団塊の世代が後期高齢者となる時期が訪れ、本市では 2026 年に後期高齢者数が 5 万人を超えると見込まれる。医療と介護の両方を必要とする方が、住み慣れた地域で安心して生活できるようにするため、日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応、看取りの各ステージにおいて、在宅医療と介護の提供体制の目指すべき姿を示すもの。

令和 6 年 月 日

春日井市 在宅医療と介護の提供体制の目指すべき姿（案）

1. 日常の療養支援

誰もが、かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局を持ち、地域包括支援センター又はケアマネジャーに生活に関する相談ができる。

2. 入退院支援

入院時、病院がかかりつけ医とケアマネジャーを把握することができ、退院に向けて病院、かかりつけ医、ケアマネジャーが連携した退院調整を行うことができる。

3. 急変時の対応

本人、家族、医療介護関係者等が人生の最終段階における医療やケアの望みを事前に話し合っており（人生会議）、本人の希望に応じた医療やケアが選択される。

4. 看取り

自宅、介護施設、病院など、本人が望む場所で、医療と介護のサービスが提供され、最期まで生活続けることができる。